

令和 2 年度決算審査措置要求決議における措置要求について（報告）

第 208 回国会 参議院 決算委員会 第 9 号（令和 4 年 6 月 13 日）において、契約手続きに関する措置要求決議を受けたため、当該事項について報告するものである。

1. 令和 2 年度決算審査措置要求決議（抄）

11 旧国立競技場の解体に伴う収蔵品の保管場所確保に係る不適正な契約手続について

独立行政法人日本スポーツ振興センター（J S C）は、旧国立競技場の解体に伴い、秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の収蔵品を仮保管するため、倉庫の賃貸借契約を 3 億 8,123 万円で締結していた。会計検査院が検査したところ、落札した会社から、賃貸借物件として予定していた倉庫の貸出しができなくなったことを受けて仕様書の立地条件を満たさない倉庫への変更を提案された際、会計規則等を遵守せずに、当初の仕様書及び落札額のままで当該倉庫の賃貸借契約を締結したこと、当初契約期間に加えて、仕様書を改めずに更に 1 年間延長する契約を締結したこと、これらの結果、仕様書には収蔵品を水害から守る必要性を示していたにもかかわらず、同倉庫では洪水発生時に収蔵品が汚損するおそれがあることが明らかとなった。

政府は、J S C において会計規則等に反する契約が行われた事態を重く受け止め、早急に背景要因を分析した上で、不適正な契約手続を未然に防止するための内部統制の強化を含む再発防止策を講じるよう、指導監督を徹底すべきである。

（これまでの主な経緯）

- 平成 26 年 2 月 綾瀬倉庫を保管場所とする賃貸借契約（一般競争入札）を締結
（契約期間：平成 26 年 4 月～令和 2 年 3 月（6 年間））
- 令和 2 年 3 月 1 年間の延長契約を締結
（契約期間：令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月（1 年間））
- 令和 4 年 6 月 参議院決算委員会における措置要求決議

2. 既に実施済の再発防止に向けた取組

本件は、会計検査院による令和 2 年度決算検査報告で指摘を受けており、会計規則等を遵守した適正な手続等を行うべく、既に以下の取組を実施している。

- （ア） 各種会議を通じて会計検査院からの指摘内容について全職員に周知
- （イ） イン트라ネット上に会計検査院からの指摘内容について記載した事務連絡を掲出
- （ウ） 年度契約の手続に向けた留意事項と合わせて、適正な契約手続を取り進めるための手引きとなる「契約マニュアル」を再周知

3. 今後の再発防止に向けた検討状況